

大正四年六月二十一日第三種郵便物認可（毎月一回一日發行）

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號一第 卷一十二第

行發日一月七年四十大

論叢

國債利子及官吏俸給の免稅……………法學博士 神戸正雄

自殺統計論……………法學博士 財部靜治

米價と關稅との關係に就て……………法學博士 河田嗣郎

說苑

商品堆積の理論……………經濟學士 谷口吉彦

インフレーションの意義并に標準に就て……………經濟學士 小川福太郎

マクスの絶對地代と價值法則……………經濟學士 八木芳之助

雜錄

パンタレオニ氏業績の回顧……………經濟學士 松岡孝兒

ジエームス・新マルサス主義……………經濟學士 岡崎文規

統計拾穗抄……………法學博士 財部靜治

京都帝國大學經濟學會大會記事……………委 員

法令

大正十四年國勢調査施行令・失業統計調査令・船檢船查規定中ノ改正

(禁轉載)

京都帝國大學經濟學會

大會記事

京都帝國大學經濟學會第七回大會は五月三十日午後一時より新館第三教室で開催された。當日は折悪しく定刻二三時間ばかり前より激しい雷鳴と共に大雨が盆を覆す様に降つたのであるが、それにも拘らず多數の聴衆が來集せられ

た。本學部をはじめ法學部文學部農學部等の教授が多數出席せられた。定刻先づ河田教授は開會の辭を述べ更に會計報告をせられ、ついで講演に移る。汐見助教授は「獨逸の財政」といふ演題の下に二時間半に亘つて詳細にしかも明瞭に講演せられた。今その要項のみを掲げんに、

「一八七一年の獨逸帝國建設の時より、一九一四年の世界戦争、一九一八年の革命、次いで起りしマルクの暴落、ドーゾ案、倫敦協定と、政局の目まぐるしい展開に伴ひ、獨逸の財政は非常なる變化を遂げたのである。今假に「マルク下落と財政」「租税制度の變遷」「獨逸の租税負擔力の問題」の三項に分ち、これにより獨逸の財政をめぐる諸問題の性質を明かにする。

マルクが下落して金紙の間に異常なる開きを生ずるに至つた原因については、將來にわたつて慎重に研究せられねばならぬ。思ふに、戦時公債の洪水、戦敗よりする賠償金の負擔、鐵道收入の杜絶、ルール占領による收支狀態の攪亂等の財政上の原因の外に、又國民經濟の疲弊に基づく國際貸借の不利を考へる事が出来る。この兩者が因となり果となり、其上に Schlieffelin の制定の如き假裝の原因が加はり、遂に史上未曾有の暴落を見たのである。兎に角事實として、一金マルクに對し戦前一紙マルクなりしものが、戦後一九一九年には一〇紙マルク、一九二三年十一月末には一兆紙マルクに落ちたのであつた。結果は頗る明瞭である。貨幣及び貨幣に準ず

るものゝみを有せる人を滅ぼしたのである。經濟原論の書物にある「貨幣價値の下落は貸手を苦しめ、保險契約者公債所有者俸給生活者に不利である」の文言はかくて如實に行はれたのであつた。財政の窮乏がマルクの下落を促した事は勿論であるが、逆にマルクの暴落が財政を苦しめた事も考へねばならぬ。徵稅費が租稅收入の數倍に上つたり、鐵道收入が鐵道經營費の一小部分に過ぎなかつたり、輸入關稅よりも輸出關稅が専ら行はれる様になつたり、想像だに出来ぬ變態を隨所に現出したのである。所が國家財政の上に全く異つた影響を及ぼしたものとて公債の方面を閉却してはならぬ。マルクの下落は國家をして遂に公債の負擔を免れしめたのであつた。戦費を租稅で支辨すべきか又は公債によるべきかに就ては財政學上種々の議論があるが、兎に角獨逸は戦費の大部分を公債に仰ぎ而も結果に於てその殆んど全部を踏み倒したのである。これに國家負擔は輕減せられたとしても、人心には定めし悪い影響を與へた事と思ふ。今後の戦争に於て果して容易に公債を募集し得るであらうか。要するにマルク下落は偉大なる事實であつた。此事實の前には、財政學者の好んで用ふる月並の小議論は餘りに無力である。必ずや將來の財政學は、此事實に刺戟せられ、財政史、財政統計、經濟と法律との交渉の方面にヨリ以上の注意を拂ふことと思ふ。尙一言すべきは、一國の本位貨幣が人心に及ぼす影響の大なる事である。マルク下落の際には、占領地の人心は、獨逸を離れない迄も、一部分佛蘭西に靡かざるを得なかつたのであつた。然るにマルク安定以來、特にフランが下落し始めてからは、佛國に對する占領地人民の反抗が特に甚だしくなつた様である。

次は「租税制度の變遷」である。獨逸帝國が其起源を關稅同盟北獨逸聯邦に發した關係上、間接税が帝國税の中心をなしてゐた。一八七一年獨逸帝國建設の後に於ても、直接税は聯邦主として之を收め、帝國は間接税及び聯邦よりの分擔金によつて其經費を支辨してゐたのである。尙稅務機關を聯邦が支配してゐた事も注目すべき事實である。其後獨逸帝國は其統一を完成せんが爲めに財政方面に其勢力の擴張を努めたのであつたが、常に失敗に歸した。ビスマークの勢望を以てするも煙草の專賣に敗れ、鐵道を帝國の手にて經營せんとして議會に否決せられ、最後に火酒の專賣を企てしかも其目的を達し得なかつたのである。其後世界戰爭に入り、獨逸帝國は漸く相續税一般財産増加税を其手に收めたが、尙大勢を動かすに至らなかつた。戰爭終了の翌年一九一九年以來、財政上の必要に迫られ、間接税の改正増徴の外に、帝國銀行非常税戰時利得税の制定あり、帝國は益々租税の上に其手をひろげたのである。一九一九年の共和國の新憲法は、其他の方面に於けるが如く、財政上に於ても Deutschland über alles の理想即ち帝國は「邦」地方團體の上にある事を示してゐる。續いて起つたエルトツベルガーの財政改革は新憲法の此精神を財政上に明瞭に示したものであつた、此意味に於て一九一九

年十二月の Reichsabgbeordnung 及び一九二〇年三月の Landessteuergesetz は一時期を劃した立法と云ふ事が出来る。獨逸帝國は、從來「邦」の監督下にありし稅務機關を其手に收むると共に、殆んど凡ての好財源を帝國税とし、「邦」地方團體には其收入の一部を分與することにしたのである。新獨逸の財政に社會的傾向ある事は何人も認むる所であるが、

同時に中央集權の色彩が濃厚になつた事も無視するを得ない。積年の宿題たるこの中央集權が、國家盛時の際、右黨の力によつてなされず、國力衰退の時に、左黨の手で完成せられたのは、一の皮肉である。

最後に「獨逸の租税負擔力の問題」を論ずる。此問題は所論ドーゾ案に關聯して非常に重要である。世界戰爭終了後最近に至る迄交戰諸國の租税負擔額表が各種の數字で發表せられてゐるが、その何れを見ても、戰爭に勝つた管の英佛の租税負擔額が大であつて、戰爭に敗れた管の獨逸の負擔額が小になつてゐる。これ全く戰時公債の關係より生じた結果である。

獨逸は内債と租税とで戰爭を行ひ、而も内債はマルクの下落で全部清算して仕舞つた。然るに英佛は戰費を租税と公債而も少なからざる外債で支辨し其負擔は依然として存在してゐる。其結果として、英佛兩國の租税負擔額が獨逸のそれよりも大となつてゐるのである。ドーゾ案は第一歩をこゝに踏み出してゐる。一體賠償金なるものは、それ自身が已に人爲的のものであつて、従つて其金額に對しても何等のよるべき標準が存在しない。然し考へ方によれば「黄金の玉子をとる爲めには鷲鳥を殺してはならぬ」と云ふ意味の制限が賠償金額の決定にも存在し得る譯である。「租税負擔額の少い獨逸から、出来るだけ多くの賠償金を受取らう。然し程度を越すと元も子もなくなる」従つて獨逸の負擔能力に應じ客觀的に自働的に賠償金額を定める必要が生じる。茲に於てドーゾ案は繁榮指數を作製して獨逸の負擔能力を測定せんとするのである。従つてドーゾ案の繁榮指數を論ずるには、第一に、獨逸の租税負擔額が英佛に比し小なりと云ふは眞なりや、第二に、繁榮

指數は果して租稅負擔力を反影するに充分なりやの問題が生じる。第二の問題は租稅負擔力なるものを稅源のみより見るべきか又は課稅標準の方面をも顧慮すべきやの財政統計の技術上の問題と關聯して来る。第一の問題は、マルク下落による公債の償還は、果して實質上に於て獨逸の租稅負擔額を輕減せりやの點に觸れる。此方面は學界の未拓の廣野である。

以上の三點は、獨逸の財政に關する諸問題の中の僅か一部分たるに過ぎない、然し何れも重要問題たるを失はない。從來、確定不動の觀ありし財政學の諸理論も、獨逸財政の變轉なる大事實に直面しては或種の形態を受けないであらう。

汐見助教の講演が終るや、小島教授は「經濟と法律との交渉」といふ問題を提げて起られた。その講演の要領は次の如くである。

近世の法律は、その多くの規定が經濟に關する規定である。例へば我國の法律について言ふも、憲法のうちにも經濟規定があり、民法の大部分、商法の全部は實に經濟規定であり、刑法のうちにも亦之が見出される。かくの如く、近世法律の大部分が經濟法律と言つてよい状態であるのに更に、經濟の發達は、特別法として多くの經濟法律の制定を促した。試みに大正に入てからの我國の特別法を見て、その大部分は經濟法律である。即ち、華族世襲財産法、辨理士法、和議法、借地法、借家法、借地借家調停法、信託法、信託業法、無盡業法、輸出組合法、重要輸出品工業組合法、漁業財團抵當法、外人土地所有法、等は總て經濟法律である。

右の如く、近世法律に於て益々經濟的色彩が濃厚となつたのは、一口に言へば、經濟が發達したのによるのであるが、然らば經濟が發達すると何故に經濟法律が多くなるかといふに、それは、凡そ四つに分けて見ることが出来る。即ち(一)經濟政策の實行には法律の規定によらねばならぬ場合のあること、(二)暴利取締令、外國船沿岸貿易の禁止、外人土地所有法、工業財團抵當法の如きはこれ、(三)經濟の發達を促進するが爲めに、經濟現象の或もの性質を法律を以て定むる必要あること、(會社法、手形法、特許法、貨幣法、度量衡法の如きはこれ)、(三)從來一般的なる法律規定の下に置かれて居つた經濟現象も、それが發達し複雑となるに従つて、之に對し特別に法律を制定する必要に迫らるること、(無盡業法、借地法、借家法、借地借家調停法の如きはこれ)、(四)新らたなる經濟現象が移入せられたるがため、之に對する法律を要とすること(信託法、信託業法の如きはこれ)。

經濟の發達はかくの如く、近世法律をして、益々多く經濟法律たる性質を有たしむることとなるのであるが、茲に一つの問題がある。それは、法律の規定に見はれたる經濟現象はその本來の姿のまま、之に表はれて居るかといふことである。換言せば、立法者によりて與へられたる經濟現象の性質は、その本來の性質と同一であるかどうか、といふ問題である。立法者は、經濟現象を規定の上に取扱ふに當りては、もとよりその本來の姿に於て之に表はさんことを努める。故に、經濟現象の法律上の性質とその本來の性質とは、多くの場合に於て勿論一致する。併し乍ら、ときとしては、又この二つのものが相一致せざることもある。例へば、我商法に於ては、保

險料は報酬であるとせられて居るが、併し保険料の本来の性質は、仲立人の報酬、問屋の報酬など、同じ報酬ではなく、經濟上の性質としては、必ずその一部は保管積立てらるべきものである。

かやうに、經濟現象に對して立法者が與うる性質が、その本来の性質と一致しない場合の起る理由は、或は立法者に於て十分にその現象の本質を理解して居ないことによることであらう。然る場合には經濟學者は、彼の親切なるアドヴァイサーであらねばならぬ。併し又時としては、右の不一致は法律技術上の結果である場合もある。尤も法律技術の根本要件は、規定現象の法律上の性質をその本来の性質に一致せしむる所にある。併し元來、法律は一つの體系として成立して居るものであるから、社會現象を法律上のものとするに當つては、之をこの體系に適合する所の規定にはめ込むことゝなる。この場合に、本来の性質のまゝで規定にはめ込み得らるゝものもあれば、或は便宜上多少本来の性質と異なるものとなつてはめ込まれても、全體の法律規定の構成上、之を法律に於て取扱ふの目的を害することゝならないものもある。此後の場合に於ては、法律技術の便宜の爲めに經濟現象が其本来の性質と異なる所の法律上の性質を有つことゝなるのである。

かくて、立法者によりて與へられたる經濟現象の性質とその本来の性質とが、最初は一致して居るにせよ又はして居ないにせよ、時の經過はまたこの兩者に距たりを作る。法律の規定は一度作られて後は何等の成長をしない。然るに經濟上の事柄は往々甚だ速かなる成長をする。そして之によつて生ずる右の距たりは、その程度の僅かなる間は、法律の解釋從

つてその適用に苦心を加へることによつて、之を調節することが出来る。併し或程度を超ゆるとかゝる調節がきかなくなると。法律の改正、又は新たる法律がこの場合に生ずる。

時の經過によつて法律の規定が異なることがあると共に、所が異り國が異なるに從つてまた法律の規定が、縱ひ同一の經濟現象についても異なることがある。異なる事情の下に於ては異なる法罰を必要とするからである。

さて法律は頗る大なる強制力を有つものである。故に法律の規定に於て取扱はれ居る限りは、經濟現象も大體に於て法律の指示する方向に從つて進行するの外はない。法律が經濟の發達を助くることゝなるのも、または害することゝなるのも之が爲めである。而して、法律上の性質と經濟現象の本来の性質とが異つて居るとき、又は異なるものとなつたときには、法律は經濟の發達を率るることゝなり易い。故に經濟學者は、法律が經濟現象を如何に規定して居るかの研究を怠ることが出来ない。又法律が經濟の發達を害することゝなるが如きは、勿論その本来の趣旨ではない。故に法律家も亦、經濟現象の成長の有様を常に注視するの義務がある。

法律と經濟、この二つのものは、今日に於ては到底相分離して孤立的なる研究を許さざるものである。

河田博士、閉會の辭を述べ再び登壇せられ、今後の大會に於ては、講演後、質問、討論をも行ひ度き旨を述べられて、この講演會は終了を告げた。時に午後五時。